

長野県登山安全条例について

観光部 山岳高原観光課

1 制定の背景

- ◆ 山岳遭難件数は、平成 22 年から平成 25 年まで 4 年連続で過去最悪を更新
平成 26 年は減少したが、年間 272 件と過去 2 番目の多さ

山岳遭難防止対策検討会からの提言（平成 26 年 3 月）

登山者の多様化、初心者の増加に対応し、県は登山者が遵守すべきルールを明示し普及すること

- ◆ 登山道一斉調査の結果 300 箇所以上の看過できない危険箇所を確認 ⇒ 登山道の集中整備が必要
- ◆ 平成 26 年 9 月 御嶽山噴火災害の発生 ⇒ 火山の防災の視点からの安全対策の必要性

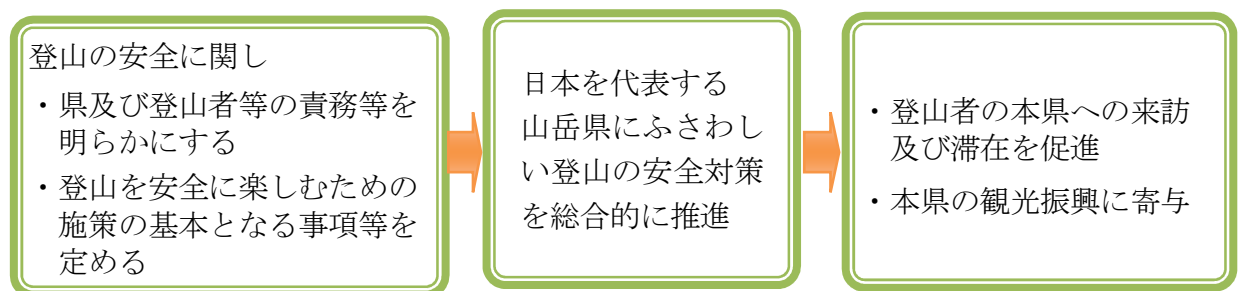
2 条例のポイント

登山を安全に楽しむための環境を整備する。

- ◆ 登山は自己責任の原則を踏まえつつ、登山を安全に楽しむために、登山者が守るべきルールや県の責務・施策等を明確化
- ◆ 広範囲な山岳を対象に、現在任意である登山計画書の提出を、条例に根拠を持たせ広く呼びかけていく。（義務化とするが、罰則規定は設けない。）
- ◆ 山岳関係者、市町村、国、県等の関係者による山域の将来像を策定し、安全に登山するためのインフラである登山道や標識等を継続して整備していくことを規定
- ◆ 火山については、突然の噴火により多くの登山者が被災する可能性があり、必要な施策を規定

3 条例の概要

(1) 目的



(2) 対象となる登山者

里山を除く山岳を登山（遊歩道の通行を除く。）する者
ただし、山岳において次のいずれかに該当する業務に従事する者以外のもの

- ・ 山岳遭難者の捜索又は救助に関する業務
 - ・ 山小屋等の設置又は運営の業務
 - ・ 森林の整備、保全又は管理の業務
 - ・ 自然公園の管理の業務
- 他

(3) 責務と役割

	対象者	責務又は役割の内容
責務	県	・登山を安全に楽しむための施策の総合的な策定、実施
	登山者	・登山が常に遭難の危険を伴う行動であること及び登山は自己の責任において実施するものであることを認識
役割	山岳遭難防止対策協会	・県や市町村と連携し、山岳遭難の未然防止 ・山岳遭難者の捜索及び救助
	山岳関係事業者 (山小屋事業者、索道事業者、登山用品販売事業者等)	・登山者に対する安全な登山のための情報提供 等
	山岳関係団体 (山岳会等)	・登山者に対する安全な登山のための情報提供 ・登山者の登山に関する技術の向上の支援
	登山ガイド (信州登山案内人等)	・登山者に対する山の魅力の伝達 ・登山者の安全確保
	ツアー登山を実施する 旅行業者	・ツアー登山に参加する登山者の安全確保 ・ツアー登山に登山ガイドの同行

(4) 登山者の遵守事項

- ・山岳の特性を知り周到な準備をすることが山岳遭難の未然防止につながることを認識し、あらかじめ、登山計画を作成すること。
- ・季節や気象状況に応じた服装をし、必要な装備品を携行すること。
- ・その他「登山を安全に楽しむためのガイドライン」に定められた事項

(5) 県の施策

項目	内容
安全な登山のための啓発活動の推進等	・安全な登山のための情報の提供 ・「信州 山のグレーディング」の実施 ・山岳の魅力などの登山者が山岳を楽しむための情報の提供 他
外国語による情報提供	・外国人の登山者の安全を確保するための情報の提供 他
安全な登山のための環境整備	・山域の関係者と協働して山岳の環境保全及び適正利用の方針を決定 ・地域ごとの山域の将来像に基づいた登山道及び標識の整備を支援 他
山岳遭難者の捜索及び救助	・山岳遭難者の捜索及び救助体制の整備 他
火山災害における登山者の安全確保	・市町村による登山者の避難計画の策定に対する支援 ・市町村に対する火山現象に関する情報の提供 ・シェルター等の避難施設や防災用品の整備に対する支援 他

(6) 登山計画書の届出

- ・指定登山道^{※1}を通行しようとするときは、あらかじめ登山計画書を知事に届け出ることを義務付け
- ・隣接県の行政機関、登山計画書を受け付ける団体^{※2}等に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。
- ・県は登山計画書の届出を行いやすくするための必要な措置^{※3}を講ずるものとする。

※1：指定登山道・・・遭難の発生のおそれが高いと認められる山岳の登山道を指定

※2：日本山岳ガイド協会が運営するオンライン登山計画書届出システム「コンパス」を想定

※3：「コンパス」等の電子申請の普及、コンビニのマルチコピー機を利用した届出様式の出力・FAX 送信

(7) 山岳保険への加入

山岳を登山しようとする者の山岳保険への加入の努力義務を規定